○監査公表

目

次

毎週火・金曜日発行

平成 31年 3月26日 (火曜日)

監査公表第三号

で、これを公表します。

平成三十一年三月二十六日

山口県監査委員

上槙

本

木 小

進 幸 彦 光

田 岡

正康 利 ついて、同条第九項の規定により、

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第七項の規定による監査に

別冊のとおり監査の結果に関する報告を決定したの

監査公表第一号

で、これを公表します。 ついて、同条第九項の規定により、別冊のとおり監査の結果に関する報告を決定したの 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第四項の規定による監査に

平成三十一年三月二十六日

Щ

山口県監査委員

木小上槙 田 尚 本 利 正 康

進幸彦光

村

監査公表第二号

ついて、同条第九項の規定により、別冊のとおり監査の結果に関する報告を決定したの 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第二項の規定による監査に

で、これを公表します。

監査公表第四号

よる監査について、同条第五項の規定により、別冊のとおり監査の結果に関する報告の 提出があったので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、これを公表しま 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十七第三項の規定に

平成三十一年三月二十六日

山口県監査委員 上槙 本

光

岡 正康利 彦

木 小 村 田 進 幸

監査公表第五号

冊のとおり同条第七項の規定による監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考と 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第十二項の規定により、 别

平成三十一年三月二十六日

山口県監査委員

上槙 本

木 小 \mathbb{H} 岡 正康利 進 幸 彦 光